

## 第5部 健康教育と学校体育

### 第1章 令和3年度健康教育の方針と重点

県民が生涯を通じて、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送るために、健康教育を推進するとともに、生涯にわたって継続して運動に親しむことが重要な課題である。

これを踏まえ、以下のような方針と重点を設定して、積極的に諸施策の推進に努める。

#### 一方 針一

○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

#### 一重点一

- 自主的に健康管理する能力や態度の育成
- 運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上
- 健康に関する管理・教育の充実と健康被害・事件事故等の未然防止

### 第1節 学校保健

#### 1 現 況

健康を保持増進し、安全の確保を図ることは、あらゆる教育活動の基盤を培うものであり、健康な心と体で充実した生活を送ることは人生の目的である。

本県においては、関係機関、団体との連携を密にしながら、学校保健についての諸施策を積極的に推進してきた。この結果、昨年度日本学校保健会が主催する「全国健康づくり推進学校表彰」において、岐阜市立三輪南小学校と山県市立桜尾小学校が、小学校の部で最優秀賞（全国1位）を受賞した。また、全日本学校歯科保健優良校表彰では、土岐市立土岐津小学校が小学校の部で優秀賞（全国1位）を、山県市立桜尾小学校と山県市立美山小学校が日本学校歯科医会会長賞を受賞するなど、岐阜県の健康教育に関する取組が高く評価された。

しかし、児童生徒の健康状態を見ると、薬物乱用、歯周炎、弱視、感染症やアレルギー疾患の対応、生活習慣病の低年齢化、不登校やいじめなどの心の健康問題など新たな課題が生じてきている。

このため、各学校においては、計画的な健康管理の徹底と日常生活に密着した保健管理・教育の充実を図り、進んで健康で安全な生活を営む能力や態度の育成に努めなければならない。これらの推進に当たっては、全校体制による組織的活動の充実強化と、家庭や地域社会と一層緊密な連携を図ることが必要である。

#### 2 令和2年度の事業実績

##### (1) 学校保健指導

ア 高等学校・特別支援学校保健講習会	オンライン開催
イ 小・中学校保健講習会（各教育事務所ごとに開催）	書面開催
ウ 環境衛生活動優良校・学校歯科保健優良校	80校（園）
エ 歯・口の健康づくり推進指定校（2019～2020）	可児市立東明小学校
オ 学校保健総合支援事業	中止
カ 薬物乱用防止教室講習会	中止
キ 食物アレルギー対策事業	専門医等の派遣 8回

- (2) 児童生徒の健康管理
- ア 尿検査（県立学校全員） 受診42,303人（うち要精検1,421人）
  - イ 心電図集団検診（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）  
受診13,579人（うち要精検 625人）
  - ウ 胸部X線直接撮影（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）  
受診13,148人（うち要精検 23人）
- (3) 各種団体との連携
- ア 県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会との連携
  - イ 県学校保健会との連携並びに指導助言
  - ウ 県教育研究会保健部会・養護教諭部会との連携並びに指導助言

### 3 令和3年度の施策

「生涯を通じて健康で安全に生き抜く力を身に付けた児童生徒の育成」を重点とし、次に掲げる施策を積極的に推進する。

- (1) 学校保健推進体制の充実強化
- ア 学校保健計画の共通理解による組織的な校内体制の確立
  - イ 学校保健安全委員会の活性化による学校と家庭、地域社会が連携した健康課題の解決
- (2) 指導者の資質の向上
- ア 各種講習会の内容の充実と運営の改善
  - イ 学校保健に関する実践的研究の推進
  - ウ 医師、歯科医師、薬剤師、大学の教授、臨床心理士等の講師派遣
- (3) 保健教育指導・管理の充実強化
- ア 保健に関する施策の促進
  - イ 健康診断と事後措置の徹底
  - ウ 疾病異常のある児童生徒の管理と指導の強化
  - エ 学校環境衛生検査の実施
  - オ 様々な健康課題に対する健康相談の実施
  - カ 学校・家庭・地域社会の連携強化

### 4 令和3年度の子な事業計画

- (1) 保健教育の充実
- ア 学校保健活動の振興
    - ・学校保健に関する指導助言
    - ・文部科学省作成の資料を活用したがん教育の推進
    - ・生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業  
(岐阜市立長森東小学校)
    - ・学校歯科保健推進指定校  
(郡上市)
    - ・学校保健、学校歯科保健優良校等表彰事業
  - イ 指導者の資質の向上
    - ・学校保健講習会等の開催
    - ・薬物乱用防止教室講習会の開催
    - ・健康教育指導者養成研修への受講者派遣
- (2) 保健管理の充実
- ア 学校環境衛生活動の推進
    - ・学校環境衛生活動調査（W e b 調査）の実施
    - ・優良校等の取組の普及啓発

- イ 児童生徒の健康診断
  - ・運動器検診の実施（県立学校全員）
  - ・心電図集団検診の実施  
（県立高校1年、県立特別支援学校高等部1年生、  
中学部1年生、小学部1・4年生）
  - ・岐阜県方式による学校検尿の実施  
（県立学校全員）
  - ・結核対策委員会の開催
  - ・胸部X線直接撮影（高校1年生）
- (3) 組織活動の充実
  - ア 学校保健安全委員会の育成強化 ・教育事務所を通じての指導助言
  - イ 関係団体等の連携強化 ・学校保健関係団体等の指導助言
  - ウ 健康教育支援事業 ・地域における連携体制の強化
  - エ 食物アレルギー対策事業 ・市町村が主催する研修会へ専門医を派遣
- (4) 国庫補助事業の指導
  - ア 要保護児童生徒援助費補助金
  - イ へき地児童生徒援助費等補助金

## 第2節 学校給食

### 1 現 況

学校給食は、これまで「児童生徒の心身の健全な発達に資する」ことをねらいとして、学校の教育活動の一環として実施されてきた。このため、本県においては、学校給食の普及はもちろん、栄養のバランスのとれた魅力ある食事の提供と、給食の時間を通して望ましい食習慣の形成や勤労奉仕の精神、連帯感、責任感等の育成が図られるよう努めてきた。この結果、学校給食の実施率は小・中学校とも100%と普及し、食事内容は年々向上してきている。

しかし、近年、食生活の多様化が進み、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。同時に、本来食に関する課題を中心となって担うべき家庭においても、保護者自身の食生活の在り方が問題になっている。

このような中、平成17年に食育の推進を国民運動として総合的・計画的に推進するための「食育基本法」が施行され、翌年には「食育推進基本計画」が決定された。また、平成21年には学校給食法が改正され、学校における食育の推進が目的に位置付けられるとともに、学校給食管理に加えて食に関する指導も本務とする栄養教諭が、学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについても明記された。

これらを受け、本県においては、「岐阜県教育ビジョン」の重要施策の一つに食育の推進を掲げ、学校給食の果たす今日的役割を認識し、時代に即応した魅力ある学校給食が実施できるよう取り組み、「児童生徒が食に関する正しい知識と適切な判断力を養う」ことができるよう、学校の教育活動全体を通して食に関する指導を行っているところである。特に、学校給食は、食事についての正しい理解と健全な食生活を営むための判断力の育成や望ましい食習慣、社交性や協同の精神、感謝の心や勤労を重んずる態度、食文化についての理解などの場として位置付く大切な教育活動である。したがって、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて魅力ある給食の時間を設定するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図っていかなければならない。そのため、食育推進の中核を担う栄養教諭を平成21年度は3人から80人に大幅に増員し、それ以降も数を増やし、令和元年度は124人に任用・配置をした。加えて、県立特別支援学校にも栄養教諭を任用替えにより8人配置した。また、各

学校の食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成したり、校内食育推進委員会を設置したり、校内での指導体制の充実を図ってきた。さらに、家庭や地域との連携による食育推進委員会等の組織体制の整備を進めているところである。

学校給食施設設備においては、その整備に努力してきたところであるが、学校給食の食事内容の向上や献立の多様化、さらには衛生管理の徹底を図るためにも、一層の充実を図っていきたい。また、学校給食への県内産農産物の活用については、安全安心な食事の提供や食に関する指導の充実を図るために、「学校給食地産地消推進事業」により、県産米、小麦粉、米粉、大豆、きのこ類、県内産青果物（野菜、果物等）、県内産畜産物（牛肉、豚肉）を補助対象品目とし、県内産農畜産物の一層の需要拡大を図っている。

## 2 令和2年度の事業実績

### (1) 学校給食指導

#### ア 研修会の実施

- ・栄養教諭・学校栄養職員研修会 参加者 169人
- ・市町村教育委員会及び県立学校給食担当者会（書面開催）

#### イ 学校及び研究団体の指導

- ・計画及び要請による学校給食等に関する指導・助言

#### ウ（公財）岐阜県学校給食会に対する定期的な運営会議による指導監督

#### エ 国庫補助事業の指導

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費補助

### (2) 学校給食の衛生管理指導

#### ア 市町村の学校給食施設設備に係る指導・助言及び国庫補助事業の適正な指導監督

#### イ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省支出委任）

- ・市町村学校給食施設6箇所
- ・県立学校6校
- ・市町村立学校6校

### (3) 学校給食の栄養管理指導

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査：令和2年度は年1回実施、実施月日11/12

### (4) 学校給食の物資管理

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査：年3回実施、実施月日6/13、11/14、2/6

### (5) 食に関する指導

G I F U食のマイスタープロジェクト事業

- ・県内全ての小学6年生児童（18,258人）に「家庭の食育マイスター」委嘱状を交付、学校と家庭をつなぐ食育を推進
- ・「中学生学校給食選手権」における食の実践力の育成（応募校19校）
- ・「高校生食育リーダー」において食の専門家を希望する高校へ派遣し、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓く力の育成（派遣校4校7講座）

### (6) 学校給食等実態調査

児童生徒の実態及び食に関する指導等の状況把握

## 3 令和3年度の施策

子どもたちが自ら望ましい食生活を実践できる態度を身に付けることができるよう、次の3つの柱で栄養教諭を中核とした学校における食育を推進する。

- (1) 食品ロスの削減（残食率の減少と調理場における食材の活用の工夫）
  - ＜具体的な取組例＞
    - ・給食時間を確保するための具体的な取組
    - ・研修会等での実践交流
    - ・調理場における食材・調理法・献立の工夫
- (2) 朝食欠食者の減少
  - ＜具体的な取組例＞
    - ・効果的な朝食指導の方法の工夫
    - ・学校給食実態調査の結果分析
- (3) 地場産物の活用維持
  - ＜具体的な取組例＞
    - ・「食育だより」「食育の日」「給食の時間における指導」の充実
    - ・研修会での実践交流や開発物資の紹介
    - ・学校給食栄養報告書（年２回）の結果活用

#### 4 令和３年度 of 主な事業計画

- (1) 給食管理の充実・衛生管理の徹底
  - ア 県内産農産物の利用促進
  - イ 学校給食用牛乳飲用の推進
  - ウ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省支出委任）の推進
- (2) 食に関する指導の充実
  - ア 指導者の資質の向上
    - ・栄養教諭及び学校栄養職員に対する研修会の開催並びに指導助言
  - イ G I F U食のマイスタープロジェクト事業
    - ・家庭の食育マイスター
    - ・食のプロフェッショナル・味覚の授業
    - ・中学生学校給食選手権
    - ・高校生食育リーダー
- (3) 学校給食等に関する調査の実施
  - ア 学校給食施設設備調査の実施
  - イ 学校給食等実態調査の実施
  - ウ 学校給食地場産物資料割合調査の実施
  - エ 学校給食栄養報告の実施
  - オ 学校給食実施状況等調査

### 第3節 学校安全

#### 1 現 況

学校を取り巻く諸環境は、社会情勢に伴い大きく変化している。従来からの交通安全や防犯に加え、災害安全が重要になってきている。特に、学校における防災管理及び防災教育の推進が求められている。

学校安全の推進にあたっては、校内の組織体制の充実はもとより、家庭、地域、警察等と密接な連携を図ることが必要である。

また、「自分の安全は自分で守る」という観点から、すべての教育活動を通して、児童生徒自身の「危険予測能力」「危険回避能力」「危険対処能力」等の育成に努めなければならない。

## 2 令和2年度の事業実績

### (1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料等の配布
- イ 学校安全指導者養成研修（中央研修会 オンラインで実施）
- ウ 学校安全講習会
  - ・令和2年11月16日（月）～令和2年12月4日（金）オンライン配信で実施
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
  - ・指導者の派遣実績 延べ126校
- オ 高校生防災アクション
- カ 学校教育ネット安心・安全推進事業
  - ・ネットパトロールの実施
- キ 危機管理マニュアルの点検、見直し
  - ・防災専門家の協力を得て、各県立学校の危機管理マニュアルを点検
- ク 非常変災時における対応方針の改定
  - ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を追加

## 3 令和3年度の施策

### (1) 学校安全

- 学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し（学校や地域、児童生徒の実態に応じたものに改善）、安全な学校生活を送ることができる環境づくりに心がけると同時に、安全管理・教育に関する意識の高揚を図る。
- ア 防災管理・教育の推進（指導者派遣事業・防災教育の手引き活用）
  - イ 危機管理体制の見直し（危機管理マニュアルの見直し、改善）
  - ウ 交通事故防止の徹底、交通安全教育の推進、通学路安全推進体制の構築
  - エ 効果的な安全点検の実施
  - オ 高校生防災アクションの実施
  - カ 情報モラル教育の推進

## 4 令和3年度の子な事業計画

### (1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料などの配布
- イ 学校安全指導者養成研修
- ウ 学校安全講習会（交通安全・生活安全・災害安全）
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
- オ 学校防災力向上講座等の研修事業
- カ 学校安全総合支援事業
- キ 学校教育ネット安心・安全推進事業
- ク 学校防災強靱化推進事業
- ケ 学校防災体制支援事業

## 第4節 部活動

### 1 現況

教育活動の一環として行う運動部活動は、スポーツの楽しさに加えて、体力の向上や人間的な成長、友達づくりが充実するなど多くの効果をあげると同時に、学生生活の充実の一助となっている。

一方、運動部活動は多くの課題を抱える状況にある。顧問の業務負担や実技指導の問題や行きすぎた指導、部員数の減少などが取りあげられる。このような状況下において運動部活動の意義を改めて踏まえるとともに、「生きる力」の育成に大きく貢献できる運動部活動の活性化を図る必要がある。

## 2 令和2年度の事業実績

### (1) 運動部活動

ア 運動部指導者派遣・研修事業

対象学校・派遣人数・回数 高等学校・85人・年間24回（1人につき24回）

## 3 令和3年度の施策

### (1) 運動部活動

望ましい運動部活動の具現化のために、次の点について配慮する。

ア 体育・保健体育及び体育的行事、運動部活動等の関連を図り、基礎的な体力を培う。

イ 活動目標を明確にし、能力や意欲に応じた指導に努める。

ウ 保護者及び、地域の社会人指導者との連携を図り、活動内容の充実を図る。

エ 運動部活動の適正化を図るため、休養日や活動時間を設定し、生徒の健康に留意した活動とする。

オ 顧問の負担軽減と生徒に対する技術指導の向上を図る。

カ 部活動ガイドラインに則った運用を推進する。

## 4 令和3年度的主要事業計画

### (1) 運動部活動

ア 運動部活動指導技術向上講習会（陸上・女子バレー・効果的なトレーニング理論・実技）

イ 運動部指導者派遣・研修事業（高等学校100人・年間24回（1人につき24回））

ウ 部活動ガイドラインに沿った研修会（5月26日 対象：管理職、部活動担当教員、部顧問）

## 第5節 学校体育

### 1 現 況

幼児児童生徒に運動習慣を身に付けさせるため、学校の特色ある活動に体力づくりを位置付け推進している学校が増えている。

身に付けさせたい資質や能力を明らかにし、指導目標や評価規準を明確にした授業実践や研究会が多くなっている。

一人一人が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、運動技能や学び方を身に付けることができる指導を充実する必要がある。

## 2 令和2年度の事業実績

### (1) 指導者講習会の実施

各種の講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響から資料配布での実施となったが、学校体育指導者の資質向上に取り組んだ。

ア 小学校体力向上マネージメント指導者講習会

イ 中学校体力向上マネージメント指導者講習会

ウ 高等学校体育実技指導者講習会

- (2) 児童生徒の体力向上
- ア 体力優良校表彰 ※新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず。
  - イ チャレンジスポーツinぎふ
    - 参加数 (累計1,273チーム)
    - 表彰校数 (小学校 227チーム 中学校 35チーム 特別支援学級 5チーム)
  - ウ 児童生徒の体力・運動能力調査 ※新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず。

### 3 令和3年度の施策

- (1) 自ら運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上を図る。
- ア 児童生徒が運動技能を身に付け、仲間と一緒に運動する楽しさや喜びを味わうことができるようにする。
  - イ 新体力テストなどで把握した実態を基に、発達の段階に即した適切な運動の機会を計画的・継続的に位置付け、体力の向上を図るようにする。
  - ウ 体育、保健体育科の指導については、新学習指導要領を周知するとともに、運動の特性及び児童生徒の実態を踏まえ、指導のねらいと評価規準を明確にした指導計画を作成する。また、一人一人の学習状況を的確にとらえ、指導と評価の一体化を図った展開を工夫し、個やグループに応じたきめ細かな指導を充実させる。
- (2) 体育、保健体育の時間はもとより、日常生活における運動実践の場を充実させる。
- ア 小学校では、多様な運動経験を大切にし、体育の時間や体育的行事等との関連を図った日常的な運動実践の場を充実させる。
  - イ 中学校、高等学校では、運動部活動へ意欲的に参加させ、活動に充実感がもてるよう、運営方法や指導方法について工夫する。
  - ウ 生涯スポーツの基盤づくりと体力の向上を目指し、学校・家庭・地域社会における体育的实践を通して、自ら進んで運動を実践する習慣を身に付けることができるようにする。
- (3) 児童生徒の安全を確保するとともに、十分な運動量が確保できるよう、環境整備に努める。

### 4 令和3年度の子な事業計画

- (1) 各種講習会の実施
- ア 小学校体力向上マネージメント指導者講習会  
(7月～10月、6地区、岐阜・西濃：2日間、他4地区：1日)  
領域 (器械運動・ボール運動・表現運動系)
  - イ 中学校体力向上マネージメント指導者講習会 (9月美濃・可茂地区 ダンス1日)  
(9月 飛騨地区 ダンス1日)
  - ウ 高等学校体育実技講習会 (1月 トレーニング、11月 陸上競技、バレーボール1日)
- (2) 児童・生徒の体力向上
- ア 体力優良校表彰…体力づくりの優れた取組をし、成果を収めている学校を表彰
  - イ チャレンジスポーツinぎふの各種目の上位校を表彰
  - ウ 令和元年度よりわが校体力向上プロジェクトを廃止し、チャレンジスポーツinぎふに体力テストの9種目を追加
- (3) 体力運動能力実態調査 (4～6月)
- |            |            |     |
|------------|------------|-----|
| ア 小学校…全学年  | 小学校 (抽出校)  | 61校 |
| イ 中学校…全学年  | 中学校 (抽出校)  | 31校 |
| ウ 高等学校…全学年 | 高等学校 (全日制) | 65校 |
|            | 高等学校 (定時制) | 11校 |

◆令和2年度高等学校全国大会は新型コロナウイルスの影響により開催せず。

◆全国高等学校総合体育大会年度別入賞数（平成18～令和2年度）

年度	H18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		R1		2		
順位	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	
	優勝	1	2	4	5	1	1	0	4	5	5	3	8	2	7	4	0	2	5	2	3	1	5	3	1	1	1	2	3	2	-
ベスト4	8	13	6	9	5	15	6	8	3	15	9	10	11	17	8	18	7	11	10	14	9	11	6	8	6	9	5	8	-	-	
ベスト8	2	8	4	14	7	12	7	21	5	9	8	21	10	23	6	21	9	19	7	15	4	6	6	16	9	12	6	17	-	-	
合計	34		42		41		46		42		59		70		57		53		51		36		40		39		41		-		

◆令和2年度中学校全国大会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催せず。

◆全国中学校体育大会年度別入賞数（平成22～令和2年度）

順位	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	
1位						1	1	4		4		3		1		1						-	-
2位	1			1		3	1	4		3	1	1		2				1				-	-
3位	2	2		2		2		3		3		1		1		2	1					-	-
入賞	3	11	2	11	5	6	1	4	4	6	2	5	1	2		1	3	4		4		-	-
計	19		16		17		18		20		13		7		4		9		4		-		
平均	18.0								7.4								-						

【夏季大会における過去5年間の出場チーム数及び出場選手数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	5年間の平均	R2
出場チーム数（団体）	17	14	18	19	13	16.2	-
出場選手人数（団体・個人）	208	149	192	241	161	190.2	-

- \*全国大会出場条件
- ・標準記録（陸上、水泳）
  - ・県大会優勝（柔道、剣道、相撲）
  - ・東海予選突破（上記以外の種目）